

令和8年度八戸市スポーツ大使講師派遣事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、八戸市スポーツ大使講師派遣事業として、次世代を担う子どもたちに八戸市スポーツ大使（以下「スポーツ大使」）の豊かな経験や実績を伝えることにより、八戸圏域住民の郷土への愛着及び誇りを醸成するため、教育機関にスポーツ大使を派遣することとし、その事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ大使 八戸市の魅力を広くPRし、イメージアップを図るとともに、市民の郷土への愛着と誇りを醸成することを目的に、スポーツの分野で活躍の実績がある八戸市ゆかりのトップアスリート及び八戸市を拠点とするスポーツチームを八戸市が委嘱するものをいう。
- (2) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程を置くものに限る。）をいう。
- (3) 圏域町村 八戸圏域連携中枢都市圏を形成する三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村及びおいらせ町をいう。

(事業の内容)

第3条 八戸市は、八戸圏域内の教育機関の依頼に応じ、スポーツ大使を講師として派遣し、当該教育機関は、スポーツ大使の豊かな経験及び実績をもとに講演会又はスポーツ教室を開催するものとする。

- 2 前項の講演会又はスポーツ教室は、「八戸市スポーツ大使ふるさとセミナー（以下「セミナー」という。）」と称する。
- 3 セミナーは、おおむね1時間とし、その内容は別表のとおりとする。

(八戸市、圏域町村及び教育機関の役割)

第4条 八戸市、圏域町村及び教育機関の役割は、次のとおりとする。

- (1) 八戸市
 - ア スポーツ大使と教育機関との日程調整及び事務連絡に関すること
 - イ 講師派遣の決定及び決定の通知に関すること
 - ウ スポーツ大使及び随行者（八戸市がスポーツ大使の講演等に欠くことができない共演者等であると認めた者に限る。）への講師謝礼及び県外から八戸市への招へいにかかる旅費の支給に関すること
 - エ 圏域町村で実施するセミナーに係る負担金（講師謝礼）の請求に関すること
- (2) 圏域町村
 - ア 圏域町村内の教育機関への事業の周知に関すること
 - イ 圏域町村内の教育機関からの講師派遣希望のとりまとめに関すること
 - ウ 八戸市及び教育機関との連絡調整に関すること

エ 圏域町村で実施するセミナーに係る負担金（講師謝礼）の支払に関すること

(3) 教育機関

ア セミナーの企画立案（希望するスポーツ大使及びテーマ等の選定、開催日時の調整等）に関すること

イ 講師派遣希望の申込みに関すること

ウ 会場の確保、設営及び撤去に関すること

エ セミナーで使用する資料の印刷及び配布に関すること

オ セミナーの周知（案内文、看板、配布物等に「八戸市スポーツ大使ふるさとセミナー」と明記する等）に関すること

カ 会場への講師の送迎に関すること

キ セミナーの実績報告に関すること

ク 講師への御礼状の送付に関すること

(講師派遣の対象等)

第5条 講師派遣の対象は、教育機関で当該教育機関に在学する者又は当該教育機関に在学する者に加え、その保護者及び地域住民を対象にセミナーを実施する教育機関とする。

2 講師派遣の回数は、1校につき年度中1回とし、八戸市及び圏域町村の予算の範囲内で実施する。ただし、複数校が合同で開催する場合は、各校がそれぞれ1回開催するものとみなす。

(講師派遣の申込み)

第6条 教育機関は、当該教育機関が所在する市町村に八戸市スポーツ大使講師派遣希望調書（別記第1号様式）を提出するものとする。

2 圏域町村は、前項の調書の提出を受けた場合は、これを速やかに八戸市に提出するものとする。

(講師派遣の決定)

第7条 八戸市は、前条の調書を受理したときは、当該教育機関とスポーツ大使の日程及びセミナーの内容を調整の上、講師の派遣について決定し、八戸市スポーツ大使講師派遣決定通知書（別記第2号様式）により当該教育機関に通知するものとする。ただし、当該教育機関が圏域町村に所在する場合は、圏域町村を通じて当該教育機関に通知するものとする。

2 八戸市は、スポーツ大使と教育機関の間で日程等の調整が整わない場合は、当該教育機関に口頭で派遣しないことを通知することができる。

(実績報告)

第8条 教育機関は、セミナーを実施したときは、当該教育機関が所在する市町村に八戸市スポーツ大使ふるさとセミナー開催報告書（別記第3号様式）を提出するものとする。

2 圏域町村は、前項の報告書の提出を受けた場合は、これを速やかに八戸市に提出するものとする。

(経費の負担)

第9条 セミナーの実施に係る経費の負担は、第4条に掲げる役割に基づき、八戸市、圏域町村及

び教育機関がそれぞれ負担する。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月6日から実施する。

別記

第3号（第8条関係）

八戸市スポーツ大使ふるさとセミナー開催報告書

年 月 日付け 第 号で派遣の決定を受けた八戸市スポーツ大使ふるさとセミナーを開催したので、次のとおり報告します。

開催校	
受講者 (学年・人数等)	
開催日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
場 所	
テーマ・演題	
八戸市スポーツ 大使氏名	
講演概要	
受講者の反応や 受講してよかったこと等	
添付資料	<input type="checkbox"/> 写真（講演風景等） ※できるだけデータで御提供ください <input type="checkbox"/> 講演で配付した資料 ※配付資料があった場合

担当者（職氏名）			
電 話		F A X	
メール			